

尾張旭市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和4年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課、都市整備課、土木管理課、下水道課、上水道課）

3 監査の期間

令和4年1月25日から令和4年2月28日まで

4 監査の方法

令和3年度（令和3年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 旭前駅前広場公衆用トイレ清掃委託において、随意契約公表の事務手続がされていない。随意契約ガイドラインにより、随意契約を締結する場合、「随意契約確認表（第1号様式）」を作成し、「随意契約の内容の公表（第2号様式）」により公表する必要がある。（土木管理課）
- (2) 行政財産目的外使用許可申請に対し、行政手続法の規定に基づき定めた標準処理期間を超えて許可をしている。（土木管理課）
- (3) ポリ硫酸第二鉄の購入伺いにおいて、部長専決である需用費（その他）の決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、30万円を超える需用費（その他）については、部長専決事項とされている。（下水道課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

会計課

3 監査の期間

令和4年1月25日から令和4年2月28日まで

4 監査の方法

令和3年度（令和3年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 歳入事務電算処理業務において、予定価格書が見積徴収日後に作成されている。尾張旭市契約規則第26条の規定により、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第15条の規定に準じて予定価格を定める必要がある。
- (2) 歳入システム改修に伴う財務会計システム連携改修業務において、検査結果に関する事務手続が適切に行われておらず、検査の結果が契約者に通知されていない。尾張旭市契約規則第51条により、検査の結果は10日以内に契約者に通知する必要がある。